

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'11/10

No. 130



中津峡の紅葉

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

中津峡の紅葉

奥秩父北東部に位置し、紅葉で有名な渓谷で、見頃は11月上旬あたり。荒川上流の中津川（十文字峠を源流とする）の渓谷で、長さ10km、断崖の高さ100mの大きさ。中津川渓谷ともいわれ、ウルシノキ、ナナカマド、モミジなどが観賞できる。標高約600m。

(写真提供＝(社)埼玉県物産観光協会)

◆巻頭言	生コンクリート品質管理監査制度について（関根睦己）	2
◆小澤浩二副会長のご逝去を悼む		3
◆行政情報		
1.	民間建築物の耐震化促進について	4
2.	企業成長サポート資金の創設について	13
◆連合会の動き		
1.	全国建産連会長会議開かれる	19
2.	埼玉県建設産業構造改善推進協議会・23年度総会開催	19
3.	建設業経営講習会開催	20
4.	県庁挨拶回りを実施	20
5.	公明党と民主党と意見交換会	21
6.	理事会・委員会報告	23
◆連載	愛すべき土木の人たち（その24）	
	——市川正三——	25
◆告知板		
1.	埼玉県NPO基金のお願いについて	31
2.	KK S保証ファクタリング(個別保証)について	32
3.	国・県への要望と各団体の要望について	34
◆県内経済の動き（ぶぎん地域研究所）		38
◆建産連だより		39
	会員団体の動き	
◆連合会日誌		41

巻頭言



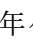


生コンクリート品質管理監査制度について

関根 睦己

埼玉県における生コンクリート企業の誕生は、昭和35年に秩父コンクリート工業㈱が熊谷市に生コンクリート工場を建設し操業を開始したことに始まり、以降県内各地に続々と生コン工場が建設されました。その後、生コンクリートをさらに地場産業として発展させるべく昭和63年に埼玉県生コンクリート工業組合が設立され、現在組合員は55社67工場が加盟しております。

当工業組合では需要家の皆様へ良質な生コンクリートを安定してお届けすることを目標に、昭和54年から当時1都3県で結成していた関東中央生コンクリート工業組合のもとで、年2回、自主的に品質検査を実施してきました。また、平成8年には公正性と信頼性を高めるため産・官・学参画の「関東1区地区品質管理監査会議」による監査に移行、更に平成10年より地域に密着した監査体制を目指し「埼玉県生コンクリート品質管理監査会議」として現在に至っております。

この品質管理監査制度は、生コンクリート工場を実地に査察し、産、官、学からの委員による監査会議において、全国統一の適合判定基準に基づき判定を行うことを骨子とする制度です。本制度では、合格した工場に「マーク」の使用が認められますが、この「マーク」に対し、社会的認知度・評価が年々高まっており、土木学会、建築学会の示方書・仕様書の工場選定には「マーク」の承認された生コン工場から選ぶことが記されております。また国土交通省をはじめ諸官公庁の工事使用書類においても、『生コン工場の選定にあたっては品質管理監査の合格工場を選定の参考にすると良い』との趣旨が記されております。このように多大な信頼を戴いている品質管理監査制度に対して需要家の皆様の期待に沿えるよう一層の努力を重ねていきたいと思っております。

埼玉県における平成22年度の生コンクリート出荷量は345万 m^3 とピーク時に比べ約40%にまで減少し、今後も需要環境は一段と厳しさを増すものと予想されます。ご承知のように、強度、耐久性、経済性に優れたコンクリートは社会生活の基盤づくりに不可欠な建設材料です。近年は技術の進歩に伴いコンクリートに対するニーズが多様化し、品質の高度化と共に信頼性が求められるようになりました。

私共は基礎資材産業人としての誇りをもって、これからも社会的使命の達成に努め、地域社会への貢献を目指して前進してまいりたいと思っております。

(埼玉県生コンクリート工業組合理事長)

小澤浩二副会長のご逝去を悼む

当連合会副会長の小澤浩二様が平成23年7月28日に逝去されました。

故小澤副会長は、埼玉県建設産業団体連合会の理事を平成9年から務められ、さらに平成22年6月からは副会長として県内建設産業の発展にお力添えをいただいたところでございます。

また、埼玉県電気工事工業組合理事長、全日本電気工事工業組合連合会会長の要職につかれ、さらに小沢電気工事株式会社取締役会長として、精力的にご活躍をされていました。

突然の訃報に接し心からお悔やみを申し上げます。

故小澤様は、昭和37年に、小沢電気工事株式会社を設立され、昭和44年から代表取締役として県内外で電気設備工事を主体とする建設業の経営に携わってこられました。

この間、社会経済が目まぐるしく変転する中で経営の近代化や技術の向上に邁進され、質の高い優良工事の完成に努め、社業の発展を図り、小沢電気工事株式会社を県内有数の企業へ飛躍的に成長させるとともに、埼玉県電気工事工業組合理事長、全国電気工事業工業組合連合会の会長として、県内のみならず、全国の電気工事業界の発展に大きな貢献をされました。

今年の7月に開催いたしました建産連の正副会長会議に、いつも欠かさずご出席いただくにもかかわらず、ご欠席されましたので、7月22日の小澤様の胸像の除幕式直前のお忙しいところにお伺いをいたしました。

少しおやつれの様子に心配をいたしておりましたが、こんなにも早くご逝去の報に接するとは思ってもかけず、誠に悲しみに耐えないところでございます。

振り返ってみますと、存在感のあった在りし日のお姿が目前に浮かんで参ります。会議での貴重なご意見や懇談会でお話ししたことなど思い出は尽きません。

現在、建設産業界はかつて経験したことのない厳しい経営環境下に直面しており、豊かな経験を備え、行動力に溢れた小澤様を失ったことは大きな損失で、誠に残念でなりません。

小澤 浩二様のご遺徳を偲び、安らかなご冥福をお祈り申し上げます。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会

会長 関 根 宏

民間建築物の耐震化促進について

埼玉県都市整備部建築安全課

1 県の地震履歴

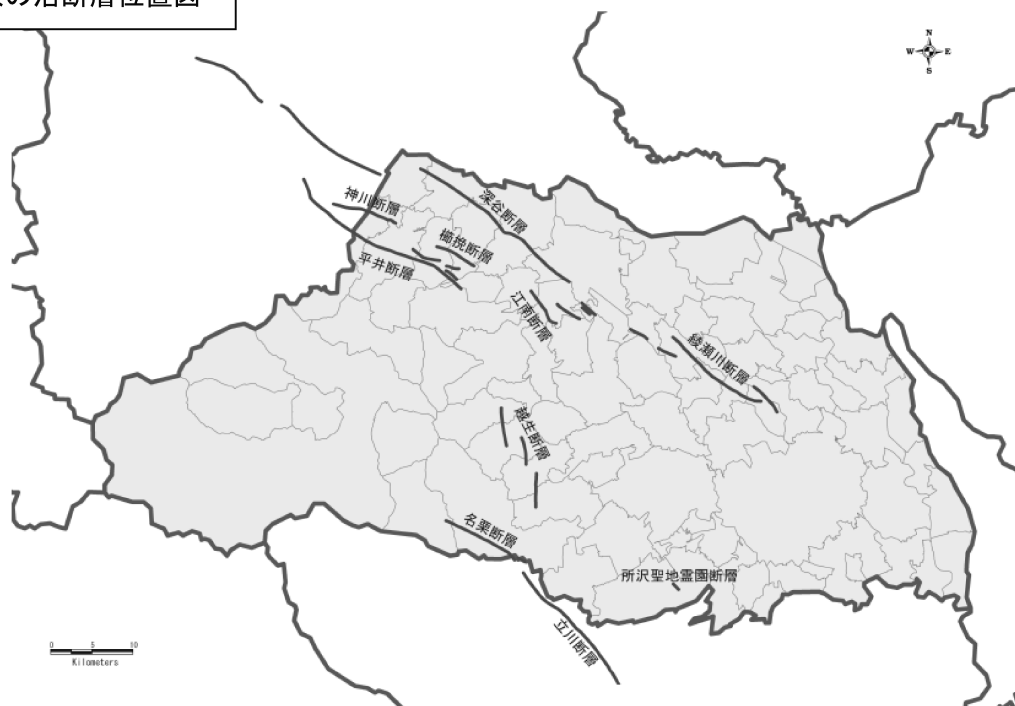
埼玉県では、過去に何回か大きな地震で被害を受けています。中でも大きな地震としては、1855年（安政2年）の安政江戸地震（M6.9）、1923年（大正12年）の関東地震（関東大震災）（M7.9）、1931年（昭和6年）の西埼玉地震（M6.9）が挙げられます。

近年の地震で県内の被害規模が大きいものでは、関東地震（関東大震災）で死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒の被害が発生し、西埼玉地震では、死者11名、負傷者114名、全壊家屋172戸の被害が発生しました。

2 県の地震環境

地震は、プレートの地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層の地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の2つのタイプに大別されます。

埼玉県の活断層位置図



出典：活断層研究会編「新編日本の活断層」

プレート地震は、今後、発生間隔が約200～300年とされる関東地震（関東大震災）と同様のマグニチュード8クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されています。

このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震（関東大震災）後80年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっています。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震です。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように非常に激しい被害をもたらします。

3 県土の揺れやすさ

国の中央防災会議においては、震度分布の推計等一連の調査結果を基に、相対的な表層地盤の揺れやすさを示す地図を公表していますが、これによると、県の南東部において地震の影響により比較的大きな揺れが想定されています。

ほか、荒川、利根川、江戸川などの河川や河川流域周辺などの低地に沿った地域では、表層地盤がやわらかいため揺れやすくなっている一方、秩父山地などの山間部では比較的揺れにくくなっています。

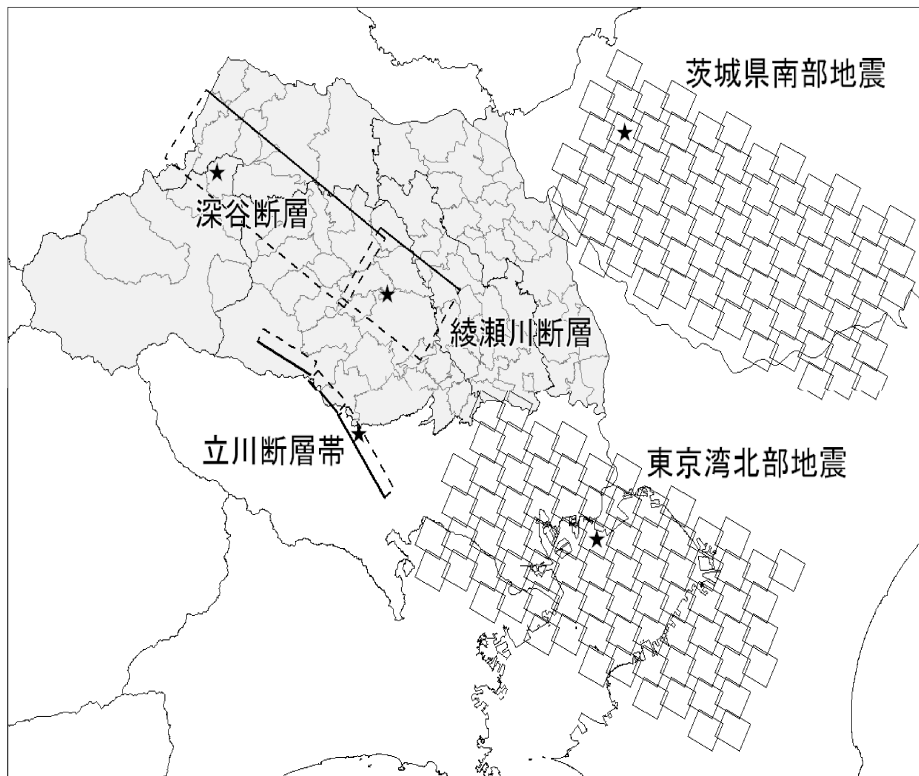
4 県の想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 県の地震被害想定

県では、過去の地震履歴、地震環境を考慮し、「埼玉県地震被害想定調査（平成19年）」を行い、結果を公表しています。（県ホームページで閲覧できます。）

この調査では、建物、人的、ライフライン等について、下表の5想定地震について被害想定を行っており、東京湾北部地震による被害が一番大きいとされています。

想定地震名	マグニチュード	予測全壊建築物数	予測全壊建築物数	備考
東京湾北部地震	7.3	13,245棟	71,121棟	プレート型地震
茨城県南部地震	7.3	6,191棟	36,582棟	プレート型地震
立川断層帯による地震	7.4	4,148棟	22,672棟	活断層型地震
深谷断層による地震	7.5	12,557棟	58,025棟	活断層型地震
綾瀬川断層による地震	6.9	4,129棟	22,751棟	活断層型地震



出典：平成19年度埼玉県地震被害想定調査

(2) 首都直下地震の被害想定

国の中央防災会議においても埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を中心に1都3県とする地域で発生する首都直下の地震として、18タイプの地震を検討しています。

この18タイプの地震のうち、切迫性が高く被害も大きい地震は「東京湾北部地震」で、この地震は県内に震源域がかかると想定されています。また、その他の県を震源若しくは県内に震源域がかかると想定される地震は、「さいたま市直下地震」「関東平野北西縁断層帯地震」「立川断層帯地震」です。

同会議の2005年報告によると、これら南関東直下型地震が、2007年（平成19年）から2036年（平成48年）の30年間に70%の確率で発生すると予想されています。

5 埼玉県の建築物耐震化の促進について

(1) 埼玉県建築物耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）は、阪神・淡路大震災の地震による直接的な死者の9割が住宅や建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定されました。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）などの大地震が頻発し、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに東海地震、東南海、南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されています。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減

させるという減災目標が定められました。

この目標を達成するためには、住宅の耐震化が、最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられました。

耐震改修促進法（平成17年改正）で都道府県耐震改修促進計画を定めることが規定されており、埼玉県では平成19年3月に埼玉県建築物耐震改修促進計画を策定しました。

（２）埼玉県建築物耐震改修促進計画の目標

県における「住宅」及び「民間建築物（多数の者が利用する建築物で法第6条第1号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、原則階数が3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上の建築物）」の平成27年度の耐震化率の目標は、それぞれ以下に示すとおりです。

① 住宅の耐震化の現状及び目標

平成15年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した平成17年度末の住宅の耐震化の現状は、住宅総数約260万戸のうち耐震性のある住宅が約190万戸で、耐震化率は73%です。

平成27年度における住宅の目標耐震化率を90%と設定しています。

時 期	耐震化率（%）
平成15年10月	69%
平成18年3月	73%
平成20年10月	83%
平成28年3月（目標）	90%

② 民間建築物耐震化の現状及び目標

民間建築物の平成27年度における目標耐震化率は建築物の用途毎に90%又は95%としています。

種 類	H18.3の耐震化率	H21.3の耐震化率	H28.3の耐震化率（目標）
学 校	64%	68%	90%
病院・診療所	56%	69%	90%
劇場・集会場等	64%	82%	90%
店 舗	56%	71%	90%
ホテル・旅館等	80%	89%	90%
賃貸住宅等	63%	84%	90%
社会福祉施設等	92%	84%（注）	95%
そ の 他	65%	74%	90%
全 体	64%	79%	90%

（注）；法改正により耐震化率の算定対象となる建物規模が拡充されたため小さくなった。

6 建築物耐震化への支援

(1) 耐震化に係る基本的な取組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県及び市町村は、住宅及び多くの県民が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の支援について、国の施策と連動し適切な役割分担・連携の下に取り組んでいます。

生活に密着した住宅（分譲共同住宅を含む。）への支援は市町村が、さらに特定行政庁11市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市）は、住宅と併せて、多くの県民が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の支援にも取り組むこととしています。

県は、耐震化の促進に取り組む市町村に対する必要な支援を行うとともに、特定行政庁11市以外の区域における多くの県民が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修を支援するという役割分担の下に取り組んでいます。

(2) 住宅の耐震化補助について

耐震改修に対する補助制度を創設している市町村は、平成17年には6市町であったものが、平成23年8月現在では56市町となっています。

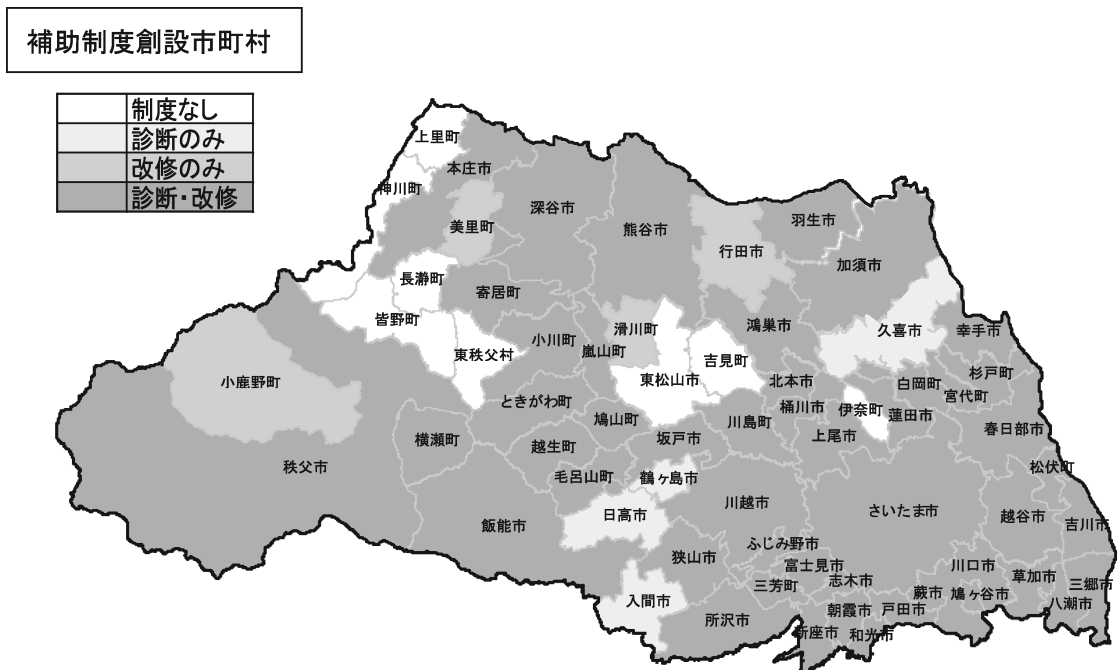
補助制度の内容としては

耐震診断；補助率 概ね 1/2 (50%)～100% (限度額 概ね 5万円/戸)

耐震改修；補助率 概ね 15%～23% (限度額 概ね20～60万円/戸)

これらの補助制度により平成22年度は耐震診断約500件、改修約500件合わせて約1000件の補助が行われました。

なお、補助制度の詳細については各市町に問い合わせをお願いします。



(3) 多くの県民が利用する民間建築物への県の補助

① 補助対象建物

用 途	階数・規模
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、養護学校、老人ホーム、 老人福祉センター、児童福祉施設等	階数 2 以上かつ1,000㎡以上
病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建物	階数 3 以上かつ1,000㎡以上

○ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物

② 対象事業及び補助率等

	耐震診断	耐震改修設計・建替設計	耐震改修工事・建替工事
補助率	2 / 3	2 / 3	一般建築物の場合：23% ※緊急輸送道路閉塞建築物、避難施設等の場合：2 / 3
補助限度額	300万円	一般建築物の場合 1,300万円 ※緊急輸送道路閉塞建築物、避難施設等の場合 4,400万円	
補助対象事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ~1,000㎡ →2,000円/㎡ ・ 1,000㎡~2,000㎡ →1,500円/㎡ ・ 2,000㎡~ →1,000円/㎡ 	3,300円/㎡	47,300円/㎡

注) 建替えに対する補助は、まず耐震診断を実施し、倒壊の危険性が高い場合 (Is値<0.3) が対象

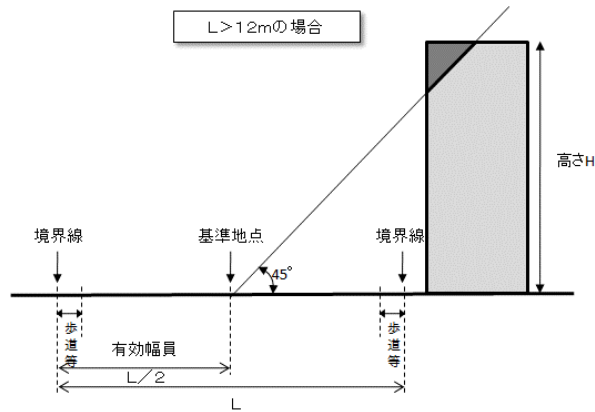
※避難施設等とは、市町村の地域防災計画で避難所として位置付けられた施設

※緊急輸送道路とは、大地震時の円滑な避難、緊急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等のため通行を確保すべき道路として県で指定したもの (184路線、延長1,718.6km)

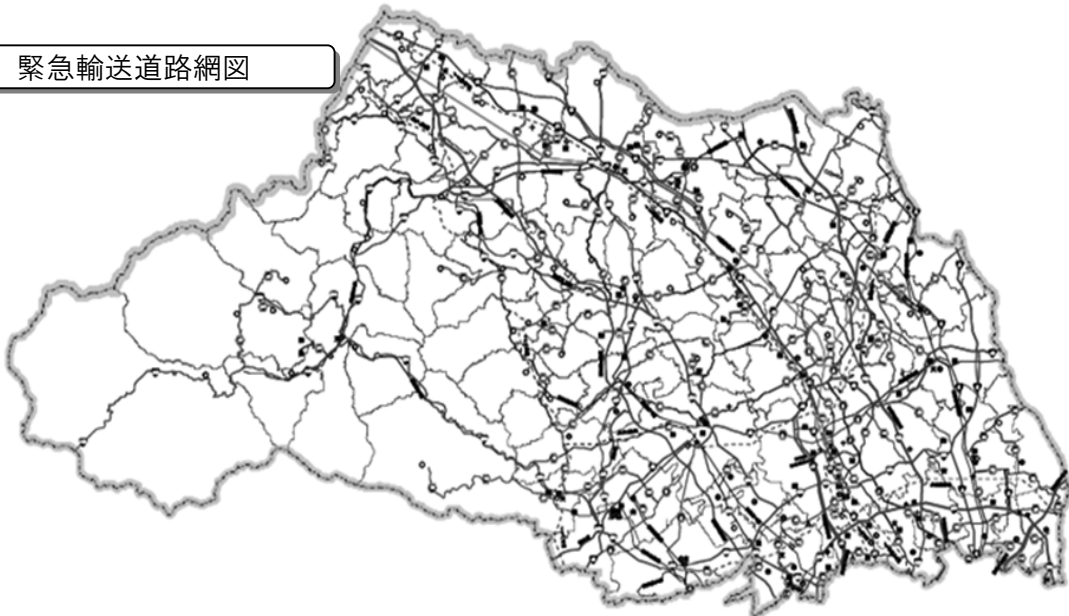
緊急輸送道路の機能確保のため、平成23年度からこの道路を塞ぐ可能性のある建築物への補助率を2 / 3 (補助限度額4,400万円) に拡充しました。

緊急輸送道路は連続性が重要なので、特定行政庁 (11市) と連携して沿道建築物の耐震化を推進していきます。

緊急輸送道路閉塞建築物のイメージ



緊急輸送道路網図



出典：埼玉県県土整備部道路環境課 HP

③対象市町村

特定行政庁11市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市）を除く、埼玉県全域

なお、これら11市については別途補助制度を設けている市もありますので、各市に問い合わせをお願いします。

（４）耐震シェルター設置への補助

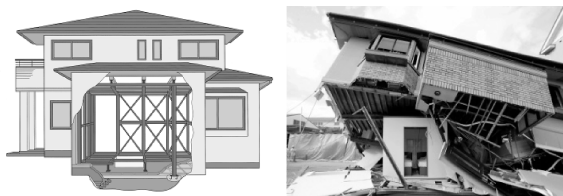
耐震シェルターは、大地震により住宅が倒壊しても一定の空間を確保して居住者の命を守ることができる装置のことで、主に寝室に設置し寝ている間の大地震に備えます。

補助実施市町村；さいたま市、越谷市、草加市、和光市

補助額；20～30万円

「部屋を囲う」タイプ

部屋の中にパネルや鉄骨のフレームを設置して強固な空間を作ります。主に寝室に設置し、屋間の地震発生時は、一時避難所として利用できます。



「ベッド」タイプ

ベッドタイプは鉄骨などの強固なフレームをベッドの上部に設置します。部屋を囲うタイプに比べ設置期間が短くて済みます。



(5) 国の耐震化支援制度

① 耐震改修ローン控除

ローン残高の1%を10年間所得税額から控除

② 固定資産税額の減額措置

固定資産税を一定期間1/2に減額

※一定期間：工事着手が、平成22年～24年の場合は2年間、平成25年～27年の場合は1年間

③ 所得税額の特別控除

改修費用から補助金額を控除した額の10%相当額（上限20万円）を控除

※対象区域：制限なし

(6) 木造住宅の無料耐震診断

埼玉県内の住宅のうち、昭和56年以前の旧建築基準によって建築された住宅は約74万戸あり、これらの住宅は耐震性が劣る可能性があります。

中でも一戸建て木造住宅が全体の3分の2を占めており、木造住宅の耐震化を進めることが最も重要なことといえます。

このような状況を踏まえ、県では木造住宅の耐震化を促進するためには、多くの建物所有者に耐震診断を受けていただき、その結果をもとに建て替え又は耐震改修を行うことが必要と考えております。

そのため、平成17年度から県及び特定行政庁（限定特定行政庁も含む）は、パソコンソフトによる木造戸建て住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。

無料簡易耐震診断は、各建築安全センターの建築安全担当窓口で行っています。また、自主防災組織等から要請があった場合は、集会所等に出張する出前診断も行っていますので是非ご利用ください。

なお、無料簡易耐震診断の申込者には、耐震診断を行う過程の中で、耐震改修に関する情報提供を行いますので、悪質な住宅リフォームの被害防止の一助になるものと考えています

7. むすびに

3月11日に発生した東日本大震災では、1000年に1度という想定外の大地震及びそれによる大津波が発生し、多くの尊い人命が失われました。

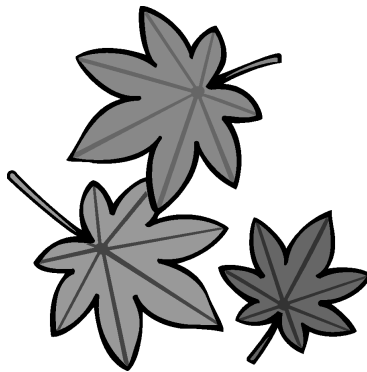
震源から比較的離れている埼玉県でも地盤の液状化が発生し、住宅の沈下や傾斜により被災されたかたの苦しみは現在も続いています。

どのような地震でも共通することですが、地震は前触れなく突発的に発生します。そのため、事前の対策が非常に重要となってきます。

県では、地震から県民の皆様の生命・財産を守るため、情報提供や補助制度の運用、市町村への支援等に取り組んでいます。

特に、埼玉県は首都の北方への交通の要衝にあり、大地震時の避難や物資の輸送のための道路である緊急輸送道路の機能確保が重要な課題となっています。そのため、関係市と連携してこれらの沿道建築物の耐震化にも努めてまいります。

今後も県及び市町村の耐震化諸施策に対するご支援をお願いして結びとさせていただきます。



企業成長サポート資金をご利用ください

埼玉県産業労働部金融課

1 はじめに

埼玉県では、中小企業の皆様に、事業に必要な資金を円滑に調達していただくために制度融資を運営しています。

県制度融資の特徴は以下の2点です。

(1) 固定金利・低金利

資金を借りるときの金利には、固定金利と変動金利があります。固定金利は、融資期間中の金利が一貫して変わりません。資金繰りを行う際の計画を立てやすいというメリットがあります。

一方、変動金利は、金融情勢の変化に応じて融資期間中に金利の改定が行われます。金利が下降するような状況では有利ですが、逆の場合は金利の負担がかさみます。

県制度融資では、固定金利を採用しています。さらに、金利の水準を比較的低く設定することにより、県内中小企業の皆様が一律の条件で融資を受けやすくなるような制度としています。

なお、一部の制度融資については、各金融機関の判断により金利を決定する資金もあります（金融機関所定利率）。

(2) 第三者連帯保証人が不要

平成18年度から、県制度融資では原則として第三者連帯保証人（法人の代表者以外の連帯保証人）を不要としています。平成22年度は、全件数の99.3%で第三者連帯保証人なしの融資が実行されています。

県制度融資 連帯保証人について

個人	連帯保証人は不要
法人	代表者を連帯保証人とする。それ以外の連帯保証人は不要

（例外的に、事業に従事する配偶者や事業承継予定者が連帯保証人となる場合があります）

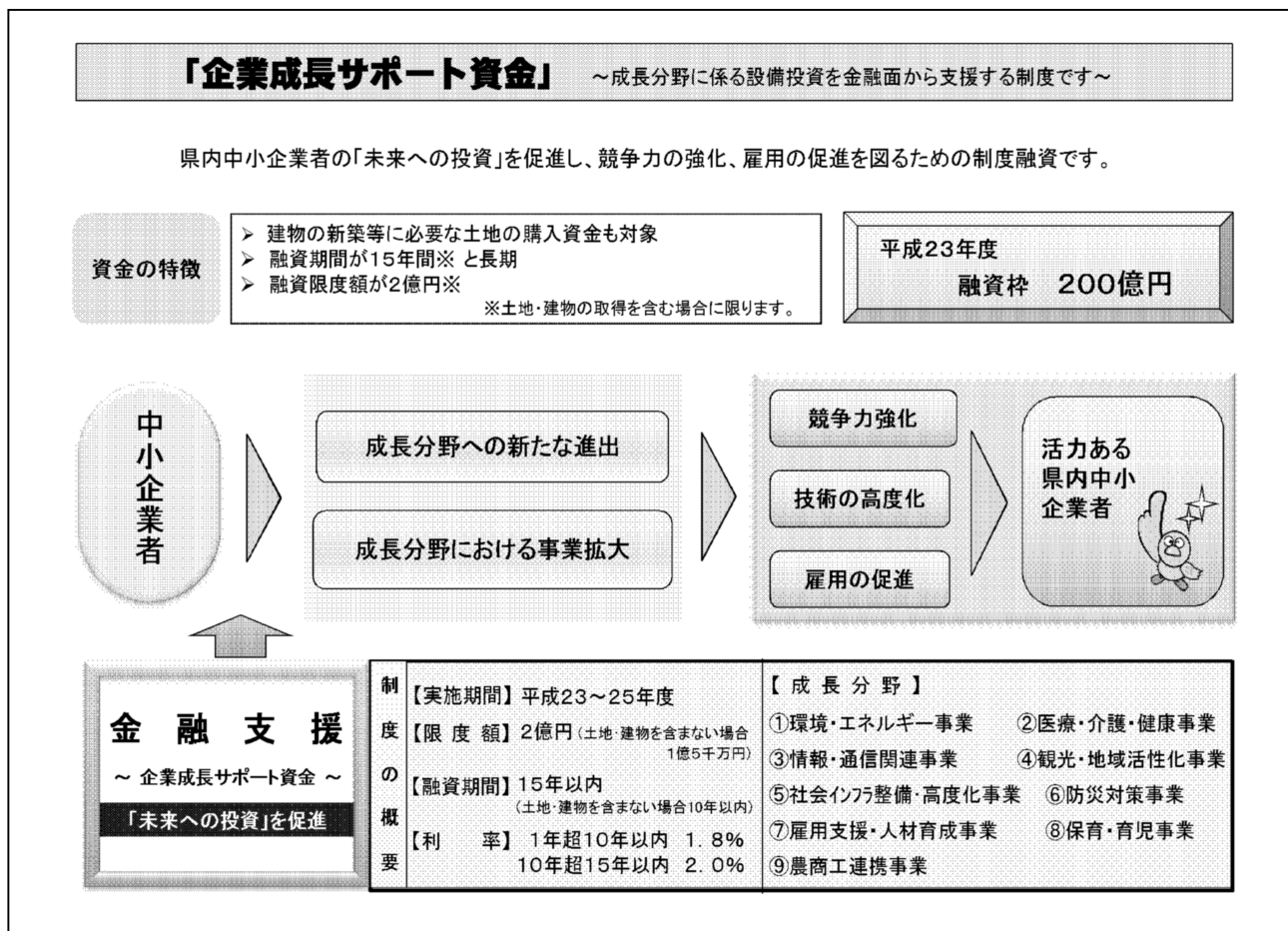
県制度融資では、中小企業の皆様のニーズに対応し、用途や条件の異なる計15種類の資金を取り揃えております。各資金の特徴については、本稿末尾の「制度融資早見表」をご覧ください。

2 企業成長サポート資金について

埼玉県では、平成23年度に県内中小企業の成長分野への進出を後押しする「企業成長サポート資金」を創設しました。この資金は、環境・エネルギー、医療・介護・健康といった、今後の成長が見込まれ

る分野への進出・事業拡大を目指す中小企業者の皆様を対象に、必要とされる設備投資を金融面から支援するものです。

「企業成長サポート資金」について



(1) 企業成長サポート資金の特徴

企業成長サポート資金の特徴は、以下のア~ウの3点です。

ア 対象者は「成長分野」へ進出する方

企業成長サポート資金では、融資対象者を「成長分野に進出する者又は成長分野における事業を営んでいる者で、計画を定め、設備投資を行うもの」とし、「成長分野」として、今後の成長が期待される以下の9分野を定めました。

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 環境・エネルギー関連事業 | ② 医療・介護・健康関連事業 |
| ③ 情報・通信関連事業 | ④ 観光・地域活性化事業 |
| ⑤ 社会インフラ整備・高度化事業 | ⑥ 防災対策事業 |
| ⑦ 雇用支援・人材育成事業 | ⑧ 保育・育児事業 |
| ⑨ 農商工連携事業 | |

イ 土地の購入資金が対象となる

県制度融資では、一部の例外を除き土地の購入資金は融資の対象外としています。しかし、この企業成長サポート資金では、建物の新築、増改築又は取得のために必要な土地の購入資金も融資の対象となります（建物の新築予定のない更地の購入や駐車場の造成等に充てる資金、販売目的で土地・建物を購入するための資金は対象となりません）。

ウ 融資期間は最長15年

土地の取得、建物の新築、増改築又は取得のために融資を受ける場合は、融資期間を最長で15年とすることができます。この結果、月々の返済負担を抑えることができます。

(2) 企業成長サポート資金の利用例

「成長分野」に該当するか否かについては、実際にどのような製品を生産・販売等しているか、又はどのようなサービスを提供しているか、といった事業の内容で判断します。

例えば、「保育所の建物を増築する」といった場合、⑧の保育・育児事業に該当することは明らかです。それ以外にも、例えば「ベビーカーの製造のため工場の設備を増設する」といった場合には、製造する製品は何か、に着目すると、⑧の保育・育児事業に該当します。

建設業を営んでいる方であれば、例えば、現在行っている事業を継続しつつ、新たに建築資材のリサイクル事業に進出するために必要な設備投資を行う、といった場合、①の環境・エネルギー関連事業に該当します。

また、土地の購入資金が融資対象となる、ということは先程述べたとおりですが、それ以外の設備投資、例えば建物の増改築や機械の購入なども対象となります。

さらに、これらの設備投資に必要な運転資金も対象となります。つまり、設備投資のために融資を受けようとする場合、その設備の稼働に必要な当面の材料費や人件費等も融資の対象となります。

(3) 企業成長サポート資金の融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	1億5千万円（一部2億円※）	5,000万円 （設備投資に伴うものに限る）
	設備・運転併用の場合は併せて1億5千万円（一部2億円※）	
利率	年1.8%以内（固定金利） 融資期間10年超 年2.0%以内	年1.8%以内（固定金利）
期間・償還方法	1年超10年以内（一部15年以内※） 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人：原則として不要 法人：代表者を連帯保証人とし、 原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する（保証料 年0.45%～1.64%以内）	

※ 土地の取得又は建物の新築、増改築、若しくは取得に必要な資金を含む場合に限る

(4) 企業成長サポート資金の融資手続

企業成長サポート資金をお申込みいただくには、該当する成長分野、成長分野における事業計画、資金計画等を所定の様式に記入の上、商工会議所・商工会の認定を受けていただく必要があります。

3 県制度融資のお申込みにあたって

次に、企業成長サポート資金を含む埼玉県の制度融資全般に共通する内容を説明します。

(1) 融資対象者

県制度融資のご利用にあたっては、以下のア～クの全てに該当する必要があります（これら以外にも、貸付制度ごとに固有の要件があります）。

ア 中小企業者であること

県制度融資をお申し込みになれる方は、一定規模以下の中小企業者です（中小企業組合も対象となります）。建設業の場合、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下となります（どちらかの要件を満たせば中小企業者に該当します）。そのほか、小売業ならば資本金5千万円以下又は従業員数50人以下、サービス業ならば資本金5千万円以下又は従業員数100人以下となります。

イ 1年以上の事業歴があること

- ・ 申込みの日以前1年以上、引き続き埼玉県内に事業所を有していること
- ・ 1年以上継続して同一事業を営んでいること

の2つを満たす必要があります。ここでいう「事業所」は本店に限らず、支店が埼玉県内にある場合でも可能です。また、埼玉県外の事業所を全て埼玉県内に移転した事業者の方は、県外での事業歴を通算できます。

ウ 信用保証対象業種を営んでいること

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。対象とならない業種は、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部などです。

エ 事業税を滞納していないこと

オ 事業に必要な許認可、登録等を受けていること

カ 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと

キ 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満であること

ク 手形交換所の取引停止処分中でないこと

また、県制度融資の対象とならない資金使途は以下のとおりです。

- ・ 借入金の返済や納税のための資金
- ・ 土地^{*}、住宅、乗用車の購入資金
- ・ 株式の購入資金

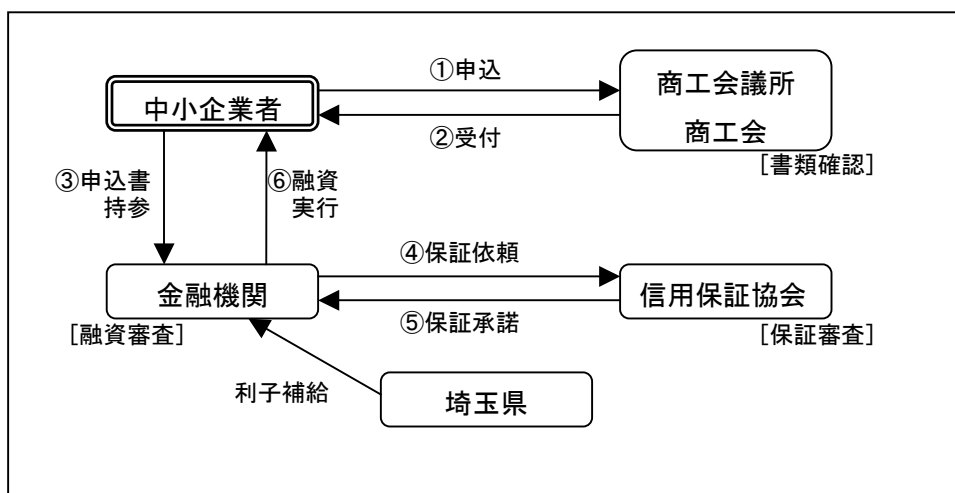
・埼玉県外に設置する設備、申込者以外が使用する設備の購入資金
なお、申込時に代金支払済の設備や、設置済の設備も対象となりません。

※土地については、前述の企業成長サポート資金では融資の対象としています（これ以外にも、一部の制度融資では上記の用途が融資の対象となる場合もあります）。

(2) 申込から融資実行までの流れ

県制度融資では、県が定めた条件に従って金融機関が融資を実行します。中小企業者が県制度融資を申込み場合の手続きの流れと、関係する機関については、次のとおりです。

県制度融資の手続きの流れと関係機関



県では中小企業者のニーズに対応した資金供給が円滑に行われるよう、融資の制度づくりと、図に示した利子補給を行っています。利子補給とは、金融機関が中小企業者に低利で融資を行えるよう、県が金融機関に対して金利の一部を補助するものです。

ご説明したとおり、県制度融資のお申込みにあたってはいくつかの要件を満たす必要があります。また、実質的な融資及び保証の可否については金融機関及び信用保証協会の審査において判断されます。審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

4 むすびに

東日本大震災以後、我が国経済は依然として厳しい状況下にあります。この「企業成長サポート資金」が、将来に向けた新たなチャレンジをしようとする中小企業者の皆様の一助となれば幸いです。

また、埼玉県では、次のページの「制度融資早見表」にあるように、経営の安定など様々な用途に応じた制度融資を用意しております。お問い合わせは地元の商工会議所・商工会か、埼玉県金融課（048-830-3801・3803）までお願いいたします。

制度融資早見表

(中小企業者向け)

15種類のメニューの中から目的や限度額、融資期間等に応じてお選びいただけます。

目的	制度資金名	金利	資金の特徴・対象者等	融資期間	限度額
一般的な用途に	①事業資金一般貸付	2.0%	中小企業者向けの汎用資金	設備10年 運転7年	設備6,000万円 運転5,000万円
	②事業資金短期貸付	1.1% または 1.5%	商品仕入や手形・小切手の 決済等のための短期運転資金 (返済方法は割賦又は一括償還)	運転6か月	2,000万円
	③スーパー サポート資金	金融機関 所定利率	企業格付スコアリングシステムを 利用し迅速な融資を可能とした資金 ※2期以上の事業歴と確定決算が必要	設備5年 運転5年	法人5,000万円 個人1,500万円
	④小規模事業資金	1.9%	小規模事業者向けの 無担保・第三者保証人不要の資金	設備10年 運転7年	1,250万円
創業時に	⑤起業家育成資金 新事業創出貸付	1.3%	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年まで利用可能)	設備10年 運転7年	1,500万円
	⑥起業家育成資金 独立開業貸付	1.4%	資格や勤務経験を活かして これから開業しようとする方 (開業後2年まで利用可能)	設備10年 運転7年	設備3,000万円 運転1,500万円
前向きな投資に	⑦企業成長 サポート資金	1.8% または 2.0%	成長分野の事業に進出する方や、 成長分野の事業を行っている方で 新たな設備投資を行う方	設備10年 (土地・建物は15年) 運転7年	設備1億5千万円 (土地・建物は2億円) 運転5,000万円
	⑧産業創造資金	1.6%	経営革新計画の実施や 防災対策・子育て支援等、 企業価値の向上に取り組む方	設備10年 運転7年	1億円
	⑨産業立地資金	1.8% または 1.9%	県内に大規模な工場や物流施設 を立地しようとする方	設備12年 (10億円超15年)	20億円 (一部1億円)
経営の安定・再生に	⑩経営安定資金 大臣指定等貸付	1.3%	・ 取引先企業が倒産等した方 ・ 災害の影響を受けている方 ・ 業況の悪化している業種を営み、 売上等が減少している方 ・ 破綻金融機関と取引がある方	運転7年 (災害のみ設備10年)	5,000万円
	⑪経営安定資金 知事指定等貸付	1.4%	※大臣指定等貸付の申込みには、 市町村長発行の認定書等が必要	運転7年 (災害のみ設備10年)	5,000万円
	⑫経営安定資金 震災特別貸付	0.9%	東日本大震災の影響を受けている 方 ※市町村長発行の認定書等が必要	設備10年 運転7年	5,000万円
	⑬経営あんしん資金	1.8%	売上等が減少している又は今後減 少する見込みの方	運転7年	5,000万円
	⑭企業 パワーアップ資金	金融機関 所定利率	金融機関の支援を受けて 企業再生に取り組もうとしている 方	設備10年 運転10年	1億5千万円
	⑮借換資金	金融機関 所定利率	県制度融資の既往借入金を 借り換えるための資金 (新規運転資金も追加できます)	運転10年	1億円

連合会の動き

地元建設産業の受注機会拡大 など7項目を採択決議

全国府県建産連会長会議

平成23年度の全国府県建設産業団体連合会会長会議が9月29日、岐阜県の岐阜都ホテルで開催され、当建産連から関根会長と和田常務理事が出席した。

開会にあたり、開催県の小川弘岐阜県建設産業団体連合会会長が、「社会資本の重要性と建設産業に対する正しい理解を得るため、活発な意見交換がなされることを切に願う」とあいさつ。絹川治会長は「地域建設産業が存続可能な環境と予算の確保をお願いしたい。同時に社会資本整備の計画を中長期的な観点から策定されることを強く望む」と訴えた。



また、来賓として出席した国土交通省の佐々木基建設流通政策審議官、深澤淳志大臣官房技術審議官から祝辞が寄せられた。

続いて、全国建産連会長表彰の授与式を行い、本県からの3氏が表彰された。

- ◎平岩宗敏監事((社)埼玉県建設業協会副会長)
- ◎岡崎幸夫理事(埼玉県地質調査業協会前会長)
- ◎遠藤輝男理事(埼玉県生コンクリート工業組合前理事長)

議事では、各府県建産連からの10項目の提案議題に対して、国交省の各担当者から回答する

形で進行。埼玉建産連からの「地元建設産業の受注機会拡大」に対しては「可能な限り分離分割発注を推進し、地域精通度や地域貢献度を評価するように努め、受注機会の確保を図っていききたい」との見解を示した。

その他の主な提案議題では、鹿児島建産連の「総合評価方式」に「さらなる効率化・合理化を図りながら、技術と経営に優れた企業が残っていけるよう、システムそのものをたゆまなく検証していきたい」、岐阜建産連の「建設産業の再生と発展のための方策2011の早期具体化」については「皆様の協力と理解無くしては実現できないと思っている。意見を伺いながら、実現・実行していきたい」と答えた。

大会では、7項目の決議に加え、東日本大震災に係る早期復旧・復興に関する十分なる予算の確保、地域建設産業界への優先的発注、全国的な防災対策に必要な予算の確保を盛り込む特別決議を採択し、各方面に対して要望活動を行っていく。来年の会長会議は、9月27日に鹿児島県での開催を予定している。

各府県建産連からの提案議題は次のとおり。

▽東日本大震災における復旧・復興工事など地元建設業への優先発注・活用(宮城県)▽東日本大震災・原発事故被災地福島県への特別措置(福島県)▽東日本大震災に係る他地方からの復旧・復興支援ならびに他地方に対する予算措置と雇用の確保(熊本県、山形県、埼玉県)▽地元建設産業の受注機会拡大(埼玉県)▽労務・建設資材などの単価への臨機応変な対応(山形県、宮城県)▽設計労務単価の決定方式システムの見直し(福島県)▽総合評価方式(鹿児島県)▽地方公共団体の歩切防止への一層の指導徹底(福島県)▽入札契約制度の見直しと適正価格での受注(滋賀県、山形県)▽建設産業の再生と発展のための方策2011の早期具体化(岐阜県)ー。

建設産業構造改善推進協議会 平成23年度総会開く

埼玉県建設産業構造改善推進協議会（会長・成田武志県土整備部長）は8月31日午前10時より、埼玉教育会館で平成23年度の総会を開き、22年度の事業報告を行うとともに、平成23年度の事業計画を決めた。

当協会からは関根会長が出席した。

開会に先立ち成田会長が、「建設産業は基幹産業として地域経済を支えるとともに、県民の安全・安心を守る極めて重要な産業と位置付けられている。今回の東日本大震災においても地域建設産業の働きが大きかったことが明らかになった。一段と厳しさを増す一方、従業者の高齢化が進み、再び活力を取り戻し魅力ある産業として健全な発展を図るため、官民一体となった取り組みが必要」とあいさつした後、成田会長を議長に議事に入った。



事業報告として、まず、県が埼玉県の建設産業構造改善のための主な取り組みについて説明した後、当建産連、埼玉県建設業協会からも説明を行い、特に異議なく承認された。

平成23年度事業計画では、「経営計画の策定、経営再構築」をテーマとした彩の国建設産業構造改善推進セミナーを11月に開催することが報告され、これについても異論なく承認された。

総会終了後、「建設産業の再生と発展のための方策2011」について、関東地方整備局建政部から説明を受け、終了となった。

危機感を社員と共有化 建設業経営講習会

当協会は7月4日午後1時30分から、埼玉建

産連、東日本建設業保証埼玉支店との共催により、平成23年度第1回目の建設業経営講習会を建産連研修センター第1会議室で開催、会員企業の経営者・経営幹部・営業担当者など約30名が受講した。



同日は、「建設経営のポイント2011年～危機感を社員と共有化するために～」をテーマに、建設経営サービスの植草陽一・コンサルティング事業部次長が約2時間にわたって講演した。

植草講師は、「昨今の建設業経営のポイントは、経営トップが事業環境を的確に把握し、状況に即した的確な決断ができるかに関わっている。少しでも早く事業再構築のための決断をし、それを実行に移すことが早期の事業安定化につながる」とし、①人（経営者の戦略、従業員の戦術）②物（保有資産（ハード、ソフト含む）の付加価値化）③金（資金の回転、金融機関対応はいかに）④営業（顧客とはだれか）⑤環境（事業複線化による対応）⑥決断（マネージメントの構築）のポイントについて解説した。

県庁挨拶回りを実施

当連合会と埼玉県建設業協会は9月8日午前10時20分から、県庁挨拶回りを実施した。



上田知事へあいさつ

当連合会からは関根会長が出席したほか、埼玉県建設業協会からは真下会長をはじめ、島田、星野、山口、伊田、野中副会長が出席、上田知事への当選挨拶や受注環境改善へのお礼などを行った。



成田県土整備部長へあいさつ

公明党議員団と意見交換 公共事業予算確保 など3項目を要望

9月13日午後2時30分から、埼玉県議会公明党議員団との意見交換会が開催され、当建産連から関根会長、高橋、高岡副会長が出席したほか、埼玉県建設業協会から真下会長、島田、平岩、星野、山口、伊田、野中副会長、古郡常任顧問が出席した。



スタートにあたり西山・議員団長が挨拶したのにつき、関根会長が、「3月11日の大震災に伴い、公共事業が東北に集中することが懸念されるが、国に流されることなく埼玉県においても事業量が確保されるようお願いしたい」と挨拶。建設業協会の真下会長も「会員企業の経営状況について調査した結果、すべての項目で10年前

の約半分程度まで落ち込んでおり、各社の企業努力によって何とか凌いでいるのが現状」と述べ、地方・地域業者への配慮を強く求めた。

意見交換に入り、当建産連からは①公共事業予算の確保②分離分割発注の推進③地域要件の適切な設定(工事場所からの遠方業者を除くなど最小限の地域要件設定を)の3項目について要望、これらを巡り議員から質問が相次いだ。

民主党議員団と意見交換 最低制限価格・低入札調査基準価格 の引き上げなど4項目を要望

9月13日午後3時30分から、埼玉県議会民主党議員団との意見交換会が開催され、当建産連から関根会長、高橋、高岡副会長が出席したほか、埼玉県建設業協会から真下会長、島田、平岩、星野、山口、伊田、野中副会長、古郡常任顧問が出席した。



関根会長、真下会長の挨拶の後意見交換に入り、当建産連からは①公共事業予算の確保②分離分割発注の推進③地域要件の適切な設定(工事場所からの遠方業者を除くなど最小限の地域要件設定を)④最低制限価格および低入札調査基準価格の引き上げの4項目について要望、これらを巡り意見を交わした。

特に、設計団体からは「最低制限価格60%台」の現状が指摘され、「このような形で競争させることは国にとって決してプラスにはならない」と、改善を強く求めた。

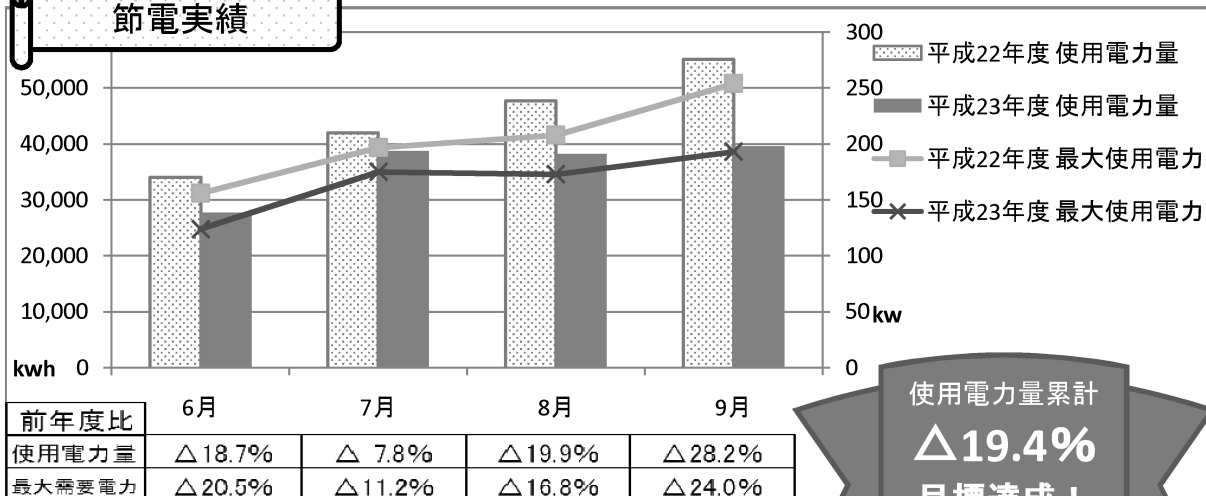
埼玉建産連の節電アクション！

～埼玉建産連は政府の節電ポータルサイトに登録・公開し、節電に協力しています～

節電目標：18%

種別	節電アクション	個別目標
照明	①執務エリアの照明を4分の1程度間引きする	5%
	②使用していないエリアの消灯を徹底する	3%
空調	③執務室の室内温度を28℃とする	4%
	④使用していないエリアの空調を停止する	5%
OA機器	⑤長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	1%
その他	⑥日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	3%

節電実績



※数値は東京電力発行の「電気ご使用料のお知らせ」に記載された使用電力量です。

※埼玉建産連会館と埼玉建産連研修センターの合計値となっております。

建産連会館をご利用の皆様の節電へのご理解・ご協力ありがとうございます。
おかげさまで削減目標18%を達成いたしました！
今後とも皆様のご協力お願いいたします。

(社)埼玉県建設産業団体連合会の節電に関する情報は<http://setuden.go.jp/>からご覧ください。



委員 理事会報告

全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議

第1回総務委員会

平成23年度第1回目の総務委員会が7月12日午後3時から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、国および県に対する要望事項と全国建産連会長表彰候補者について協議するとともに、全国建産連会長表彰候補者を決めた。



【議 題】

国および県に対する要望事項について

9月末に開催される全国府県建産連会長会議の提出議題については、①公共工事予算の確保について②地元建設産業の受注機会拡大について③の2件を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。

また、自民党、民主党、公明党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、①公共工事予算の確保②分離分割発注の推進③地域要件の適切な設定④最低制限価格および低入札調査基準価格の引き上げ⑤の4項目を諮り、承

認された。詳細は告知板の欄に掲載

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成23年度推薦者として、平岩宗敏監事（埼玉県建設業協会副会長）、岡崎幸夫理事（埼玉県地質調査業協会前会長）、遠藤輝男理事（埼玉県生コンクリート工業組合前理事長）の3氏が挙げられ、決定した。

その他

○埼玉県知事選挙の応援について、各団体へ協力を要請した。

○受注環境の改善について中小議連へ要望したが、このほど中小議連から知事に対し要望が行われたことを報告した。

23年度事業・講演会 4テーマの開催決める

第1回研修指導委員会

平成23年度第1回目の研修指導委員会が9月21日午後2時から、建産連会館特別会議室で開催され、23年度事業の実施計画について協議が行われた。

【議 題】

事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会などの概要について報告を行った。

平成23年度事業実施計画（案）について

今年度は、建設業振興活動事業特別緊急支援助成金を活用し、建設産業講演会、建設産業研修会（2回）、経営改善セミナーの4回を開催することとし、テーマと実施時期について協議を行った。

○建設産業研修会（第1回）について

事務局から、3テーマを示し協議の結果、コストダウンをテーマに「全社コストダウン戦略への取り組み」を実施することに決定。開催要領は次のとおり

▽日 時 11月初旬頃

▽時 間 午後1時30分から

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

○建設産業研修会（第2回）について

事務局から、3テーマを示し協議の結果、法務・税務をテーマに「クイズ方式で学べる労働法と労務管理の基礎研究」を実施することに決定。

開催要領は次のとおり

▽日 時 来年2月中旬頃

▽時 間 午後1時30分から4時30分まで

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

○建設産業講演会について

開催要領は次のとおり

▽日 時 来年1月中旬頃

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

▽タイトル 「公共事業が日本を救う」(仮題)

▽講 師 藤井 聡 (京都大学教授)

○経営改善セミナー

公共事業などにおける電子納品の増加を踏まえ、建設産業に携わる企業従業員のIT能力の向上を通して、有能な人材の育成を図るため、CALS/EC Windowsスキルチェックセミナーを開催する。

2日間講習で定員は60名。日時は未定。



129号の発行について協議

広報委員会

本年度第2回目の広報委員会が7月22日正午から、建産連会館特別議室で開催され、建産連ニュース第129号の発行について協議を行った。

【議 題】

「建産連ニュース」第129号（7月号）の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第130号（10月号）の編集案について

10月に発行する第130号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

「埼玉建設産業」ポスター・絵画コンクールについて

第33回目の作品募集要領（一部変更）について説明するとともに、県内の小・中学校全て1275校に案内していることを報告した。

その他

次回委員会開催日を10月17日（月）とすることを決めて閉会した。





ハッ場ダムでのQ & A (上)

「ハッ場ダムの説明員依頼」

国民の圧倒的な支持と期待により、民主党が政権を担うことになりました。それまで私はハッ場ダムの説明員をやっておりました。

ハッ場ダムの築造される長野原町の田村守町長（現在は高山町長さん）の強い要請があったからです。曰く、



田村守・長野原町元町長

「長野原町にはダムはいらないんだよ、ダムがどうしても必要な下流都県、特に、埼玉県の者が大きな声で訴えなければならんだよ、ただ、ダムの出来るのを首を長くして待っていても駄目なんだよ、ダムの必要性は、水問題の深刻な埼玉の者が叫ばなくては、何も進まんよ」

「現職のうちならともかく、県を退職したら、こちらに住んで、『ハッ場ダムの建設推進』に骨を折って欲しい、我々長野原の者は、下流のために犠牲になり、努力しているんだからな」

そんな経緯もあり、長野原町の北軽井沢のはずれに、小さな山小屋をたて（なけなしの金をはたいて）ハッ場ダムは埼玉の命の綱とスローガンをかかげ、特に、マスコミ関係やダム反対者などを主に担当し、説明することになりました。

簡単な質問ほど答えるのが難しい

ハッ場ダムへの質問は、色々な方から頂きましたが、特に、子供さんからのものは答えるのが難しく対応に苦慮させられました。答えは後ほど紹介いたしますが、「紅葉すると、何故、葉が赤くなったり、黄色くなったりするのですか」「森林のなかにいると、何故、身体にいいのですか」「ダムに賛成する人と、反対する人がいるのは何故ですか」ダムに直接関係しないものも多くあり、しかし、出来るだけ答えるようにいたしました。また、我々、建設に携わる者にとって、常識とも思えるような用語の意味がよくわからないようなのであります。「法面」とか「左岸」「右岸」「河床」「河道」など、改めて質問されますと、だれにもわかりやすく説明するのは、困難です。今回は我々が何気なく使っていて、一般のかたには、なじみが無く、理解されていない用語を紹介いたしたいと思います。建設業についていると、一般の方々に説明する機会が意外に多く、役に立つのではないかと思うから

であります。

ハッ場ダム現地説明会

ハッ場ダム建設事務所では、新緑の頃（5月～6月）と紅葉の頃（10月～11月）、年2回、毎週日曜日に現地見学会を行います。事前に申し込んだ方や、川原湯温泉に宿泊のかたは優先的に参加出来るようになっておりました。また、インターネットでの申し込みをうけたので、都内からの参加者も多くおりました。はるばる遠方から参加されるだけあって、ダムについてよく勉強している人や、環境をテーマにダム建設に批判的な、いわゆる市民運動家などおりました。これらの方々は主に私が説明にあたりました。

これら参加者の胸には、ハッ場ダム建設反対の固定観念や先入観が強固に巣くっており、マスコミの影響をもの凄く受けていて、自分の判断や考えがやや希薄なので、自己矛盾に陥る場合が多く見受けられるようでした。

毎週、集合場所（川原湯温泉駅前）から大型バス2台で案内いたしました。現地見学前に、まず、ハッ場ダム工事事務所のかたが歓迎の挨拶と共に、ダムの概要及び見学コースを説明し、その後、私が、ハッ場ダム建設の意義や重要性を説明し、質問をお受けいたしました。



集合場所の川原湯温泉駅ホーム

ハッ場ダムの概要

ハッ場ダムの出来る場所：ダム本体は群馬県吾妻郡長野原町、付け替え道路や鉄道は東吾妻町もかかわります。

ハッ場ダムの諸元

ダムの型式 重力式コンクリートダム
ダムの高さ 116メートル（ほぼ高崎の観音様の3倍の高さ）
ダムの長さ 291メートル
ダムの体積 90万立方メートル
総貯水容量 1億750万立方メートル
流域面積 707.90平方キロメートル

ハッ場ダムは埼玉の救世主

私が、わざわざ埼玉からやってきて皆様に説明させて頂くのは、上流で大雨が降ると下流では洪水が起きやすいからであります。私が心配するのは、利根川下流には私の住む埼玉があるからです。しかも、困ったことに、**利根川は昔、埼玉の中心を流れていたことがあり、洪水になると、元の河道を流れたがり、カスリーン台風でも経験がありますが、埼玉のほとんどが水に浸かり、東京も大水害に見舞われることとなります。**私が埼玉県に勤め始めた頃は人口300万人もいなかったのですが、**現在では700万人を超えております。**首都圏の9割の人達がダムによる水を飲んでおりますが、深刻なのは2倍以上に人口増加した埼玉なのであります。かつては地下水に依存していたのですが、**大規模な地盤沈下がおこり、道路や家屋に大変な被害が発生いたしました。**これに懲りた埼玉県では、ようよう、循環する水、すなわち、ダムにためた雨水を水道にとり入れることにしたのです。こんな出遅れもあり、埼玉県民1人あたりの水の貯金は、東京、千葉、神奈川の3分の1という有様で、イラクやアフガニスタンなど砂漠に住む人

達よりも少ないのであります。埼玉県内にもダムをつくってまいったのですが、ダムをつくれるようなところが、もはや、ないのであります。したがって「八ッ場ダムこそ、埼玉の救世主」なのであります。

困ったことに、埼玉に住む大半の人達がこの事実に関心なことではありません。

参加者からの質問；八ッ場ダムは必要か

Q「ダムは無駄だと思います。必要なのは建設会社だけなんじゃないですか？」

小学校4年生位の女の子さんから質問です。また、幼稚園の年長さんから

Q「ダムはいらぬのに、なぜつくるのですか」
この子に逆に

「ダムは、なぜ、いらぬのかな」と、聞きま
すと、おかあさんを見ながら、

「水道があるから」皆、どっと笑いました。

「水道の水はどこからくるのかなー」と、聞き
ますと、おかあさんと相談しております。

「わかんない」と、また、どっと笑います。

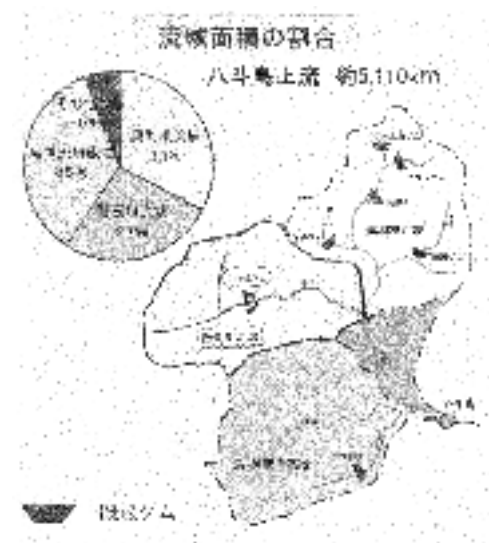
A「川からくるんです。山の上のほうにあるダ
ムから川に流れてくるんです。ですから、
東京や埼玉の水道の水はほとんど、ダムか
らくるんですよ」年長さんはうなずきなが
ら聞いています。

「それじゃ、よくわかんないけど、ダムい
る！」おかあさんのほうを見ないできっぱ
り答えました。こういう子供さんがいると
助かります。次々質問がでるからです。

「それから、ダムは無駄とおっしゃった方
にお話させていただきますが、日本では、1500
年も前に、草津温泉を見つけたさんという
行基さんが大阪の狭山池に、弘法大師さま
は四国の満濃池にダムをつくっております。
この満濃池は農業用水ダムでは、日本一で
あります。さきほど、概要でも説明させて

頂きましたが、日本では、まとまった雨が
降るのは梅雨時と台風の時ぐらいで、後は
ほとんど降りません。しかも、大雨が降れ
ば洪水になり、おまけに山肌を削り土石流
となって下流に大きな被害をもたらします。
また、皮肉なことに、せっかく降ったほと
んどの雨は2・3日で海に流れ去ってしま
いますので、悪さだけして、慢性的な水不
足の解消にはなりにくいのです。こんな日
本の国土では、大雨が降ったら、ためてお
き、水不足になったら川へ水を流すダムの
役割は無くてはならないものなのです。八
ッ場ダムの流域は利根川上流の3分の1に
もあたり、ここに、大雨が降ったら、埼玉
はもとより、東京など首都圏が壊滅的な被
害に遭う恐れがあるので、特に重要です。
また、建設会社のためにダムをつくるよ
うな言い方は、各地域で郷土の安全や防災に
日夜努力をしている建設会社に失礼ではな
いかとおもわれます。夜中の苦情を7年間
やってまいりましたが、洪水や山崩れなど
の時に、頼りになるのが地元の建設会社な
んです」

Q「流域ってなんですか」年配の方からの質問
です。



八ッ場ダム流域図

A 「良い質問ですね、島国の日本には平らなところが少なく、ある範囲（地域）に雨が沢山降ると、必ず決まった川に流れ込みます。この範囲がこの川の「流域」とよばれます」

Q 「マスコミの報道では、ダムはもうこれ以上いらぬのでは、と言っているが」

A 「マスコミは情報を取り扱う割には情報が遅いようです。また、先入観や、固定観念が支配しているようです。学者の間では、特に佐久間勇次日大名誉教授は、世界人口が80億人になると言われる2025年の水不足や食料の危機から、ダムは、いまの2倍くらい必要だろうと、おっしゃっておられますし、東大の沖大幹教授やカルフォルニア大の浅野孝名誉教授が世界的な水飢饉を警告し、それを裏付ける具体的な理論を出し、水のノーベル賞と言われる『ストックホルム水賞』を両者とも貰っております。この浅野先生の受賞記念の講演を聞きにいったのですが、日本のマスコミ関係の人は1人もおりませんでした。しかし、先生はアメリカでの生活が長く、日本語は忘れてしまったようで、英語での講演だったので、聞き取りが大変でした」



浅野孝カルフォルニア大名誉教授

Q 「工事見学にいくと、よくのりめん（法面）という言葉を目にしますが」

A 「一般的には、人工的に勾配を一定にした土の斜面のことで、法面（のりめん）と言います。土質により、勾配をゆるやかにして崩れないようにします。」

Q 「同様に、先ほどの説明で、かどうくっさく（河道掘削）という言葉があったんですが」

A 「かどうは河の道とかき、川の水の流れる部分です。くっさくは掘って削ると言う字で、土砂礫を掘ったり削ったりすることです。従って、『河道掘削』は川の水の流れる部分をひろげたり、掘り下げたりするため、余分な土砂礫を取り除く作業です」

Q 「同じように、うがん、さがんという言葉も聞かれますが」

A 「のちほど、現地の橋の上から説明させていただきますが、**上流から下流にむかって、右左を言います。**余計なことですが、自動車の場合、運転席からみて。右左をきめます」

Q 「地下水が余っていると聞いているが」

A 「地下鉄など地下空間の利用が高度になっているところで、逃げ場の無くなった地下水が噴き出したり、地面を持ち上げたりしたので、そのような報道がなされたことがありましたが、地下水の権威の先生方は『地下水の動きは緩慢でありながら、そのメカニズムは難しい。ですから、地下水の利用は慎重にすべきである。地下水の汚染や地盤沈下の恐れがあることから**管理のしやすい表流水に頼るべきである**』と、おっしゃっております。

Q 「森林があれば、ダムはなくても良いのではなかろうか」

A 「ダムは、森林の働きを人間が利用できるようにする装置です。森林だけでは、ゲートがないので、洪水調節も水利用もできません

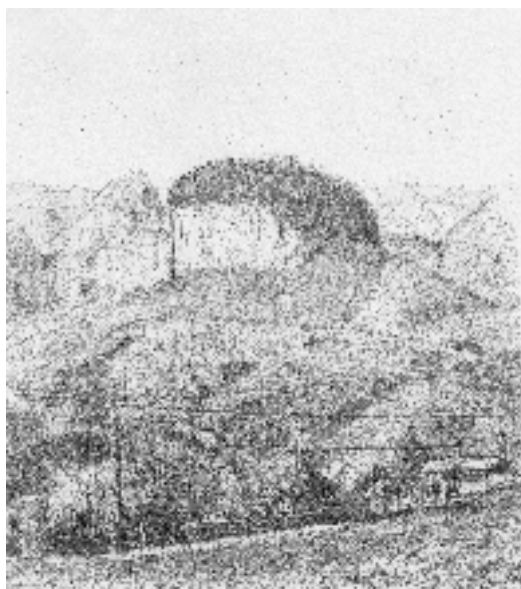
ん」

Q 「脱ダム宣言についてどう思うか」

A 「日本が、自然災害常襲国であることを失念した、無知蒙昧の戯れ言としか思えません、大昔から営営と災害と真摯に向き合って、災害安全度の向上につとめてきた先人達に恥ずかしい限りです。治水はダムだけでなく、堤防の強化や遊水池の築造などあらゆる手段をこうじて着実に、未来永劫おこなわなければならないものだからです。

Q 「ダムをつくらず、各家々で雨水を貯めればよいのでは」

A 「仮に、東京都の人が雨水を庭に貯めるとすると、大体1300万人の人口として、600万世帯、八ッ場ダムの貯水量1億トンをこの600万世帯で割れば、1世帯あたりの貯めなければならない水量がでます。16・7トンこれはドラム缶83本になります。ちなみに、私の家のベランダでは、1本のドラム缶もおけません。貯められたとしても、この水を流用する方法が大変です。水は汚さなければ何回でも使えるので、やはり、山の高いところ（位置エネルギーの高いところ）



長野原町のシンボル丸岩

にきれいな水が貯まれば、自然流下で発電や農業用水など何度でも利用可能なのであります。洪水対策も上流でおこなえば、そこから下流の堤防も安全になるわけで、流域住民の安全確保も対象がおおくなります。」

Q 「ダム工事ではゼネコンが丸儲けではないのか（初老のかた）」

A 「私も現役の時、設計単価や工事にかかる手間を『歩掛かり』と言うのですが、国を中心とした算定委員になったことがあります。ここでは、建設材料などこれ以上安くなりそうにもない単価で定められることが多く、また歩掛かりなども驚くほど安い値段で話し合われる事が多く、これらの金額を積み上げて発注した場合、落札されるのか心配したほどです。しかし、入札してみると、さらに安い価格で落札されるのが現実です。これは、沢山の機械と人間をかかえている建設会社にとって、赤字であっても仕事をとらないわけにはいかないからです。洋服などでも、出来上がっているものを値切るのならよいのですが、これから自分の身体に合わせて洋服屋さんにつくってもらう場合、値切ってよい物ができるとは思われません。工事も同様で、よほど現場監督を厳重に行わないと、安全な良い構造物は無理と思いますが、県や市町村では、もはや、現場監督がきちんと出来る技術屋さんはほとんどおりません。ダム工事の場合、安全な構造物をつくるのが至上命題となっております。土木技術の粋を集めたダム工事は建設会社にとって、技術研鑽の機会となり、その実績は高い評価につながるので、採算を度外視して、仕事に取り組んでいる場合が多いときいております。完成時に行われる『漏水量試験』が施工精度をあらわ

すからです。ですから、儲けはほとんどないのが現状と思われます。また、ボロ儲けが出来るような工事があるとすれば、このような価格で発注した役所側にも問題があると思います。」

今回は、用語と、ダムそのものについての質問をとりあげてみました。次回は環境問題も含めて、引き続き、八ッ場ダムの質疑応答を紹介いたしたいと思います。

ここで、トピックス、平成23年8月10日に埼玉の子供達が、上下流交流（責任者渡辺充土地水政策課長）で八ッ場ダムを訪ねました。八ッ場ダム工事事務所の遠藤武志広報室長さんがわかりやすく説明したので、高度な質問などができました。このことも次回に紹介いたしたいと存じます



長野原町の男女道祖神

告知板

埼玉県NPO基金

～ 皆様からのご寄附をお願いします ～

NPOって何？

営利を目的とせず地域の課題の解決に自主的かつ継続的に取り組んでいる民間団体です。



埼玉県のマスコット「コバトン」

何に使っているの？

22年度は41団体のNPOの活動に対する助成や、約800の方が参加したNPOのためのセミナーを開催しました。

NPO基金へのご寄附の方法

NPO活動を広く支援したい。

一般
寄附

興味のある活動分野がある。
一定の活動分野を支援したい。

1分野で50万円以上の寄附者様は
県の助成事業に愛称をつけていただく
「ネーミング事業」も選択できます。

分野希望
寄附

例えば「〇〇(株)〇〇振興事業」
という名称で助成団体を募集します。

活動に共感できる団体を支援したい。
支援したい団体がある。

団体希望
寄附

◎登録されている約250団体からお選びいただけます。
◎寄附の一部は広くNPO活動支援に使わせていただきます。



NPO基金にいただいたご寄附は、所得税や法人税などで税法上の優遇措置を受けることが可能です。

詳しくは下記までお気軽にお問い合わせください。



埼玉県 NPO活動推進課 (NPO情報ステーション: <http://www.saitamaken-npo.net/>)

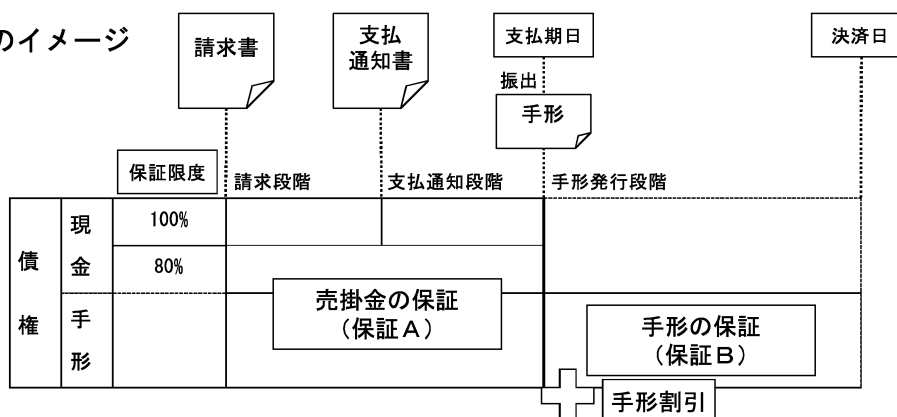
電話 048(830)2828 FAX 048(830)4751 E-mail a2835-03@pref.saitama.lg.jp

KKS保証ファクタリング（個別保証）

～ 下請債権保全支援事業 ～

■KKS保証ファクタリング（個別保証）とは、国土交通省が創設した「下請債権保全支援事業」に基づき、お客様がお取引先（建設企業）に有する債権（売掛金・手形）の決済を建設経営サービス（KKS）が保証するサービスです。また、お客様のご要望に応じて、弊社が保証をお引受けする手形の割引も併せてご利用いただけます。

■ 保証範囲のイメージ



売掛金の保証（保証A）

- お取引先に対するお客様の請求金額の8割を限度に支払期日（保証期限）まで保証するものです。但し、お取引先からの支払通知等により確定した債権金額が確認された場合は、その全額を限度に保証することが可能です。

手形の保証（保証B）

- お取引先の振出した手形を対象に手形の決済日（保証期限）まで保証するものです。
- お客様のご要望に応じて、保証した手形の割引もご利用いただけます。

■ ご利用のメリット

- ### 1 債権の保全

債権が回収できない場合は、保証限度内で債権を支払期日まで100%保証します。
- ### 2 保証の形式は個別保証

債権毎に個別に保証をお申し込みいただけます（根保証方式ではありません）。
- ### 3 助成による保証料の減免

保証料率の3分の2（年率4%を上限）が助成金により減免されます。
- ### 4 手形の早期資金化

保証した手形を対象に、ご要望に応じて早期資金化（割引）が可能です。

■ 手続の流れ

1. 保証ご希望の銘柄リストのご提出（保証の打診）

2. 保証引受可否のご連絡

3. 保証のお申込（保証料のお振込）

4. 保証の開始（保証承諾書の交付）

ご提出書類



保証希望銘柄リスト
・様式は弊社HPに掲載
・FAXのご提出可



KKS保証ファクタリング申込書
・様式はメールにてご提供
・FAXのご提出可

■ 保証のご利用イメージ

【前提条件】

保証金額：1,000万円、保証料率：年率6%（助成後2%）
制度利用料：年率1%、保証期間：80日のケース

● 保証料の計算

保証金額1,000万円×2%（保証料率6%－助成料率4%）×80日÷365日＝43,835円①

● 制度利用料の計算

保証金額1,000万円×1%×80日÷365日＝21,917円②

● お客様のご負担額

43,835円＋21,917円＝65,752円（①＋②）

わずか6.5万円のご負担で
1,000万円の債権が
保全されます！

■ ご利用の留意点

■ ご利用いただける方

資本金20億円又は従業員1,500人以下の建設企業又は資材企業の方。

■ 保証料率

年率2.00%～9.00%（助成後、但し、制度利用料を含む）

保証料率の3分の2（年率4%を上限）が助成金により減免されます。

保証と併せて手形の割引を利用される場合は上記保証料に一律2.00%（年率）が割引料として加算されます。

■ 制度利用料

保証金額の1.00%（年率）

詳しくはWEBで

検索

www.kks-21.com

株式会社 建設経営サービス

貸金業登録番号 関東財務局長（1）第01480号

金融・数量積算事業本部 ファクタリング事業部

〒104-8438 東京都中央区築地5-5-12

TEL 03-3545-8562 FAX 03-3545-8530

URL <http://www.kks-21.com/>

全国府県建産連会長会議提出議題

(国に対する要望)

公共工事予算の確保について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業の大幅な減少により極めて厳しい経営環境下に置かれています。

公共事業関係費は、平成22年度の前年比18.3%減に加え、平成23年度も実質10%減と大きく落ち込んでおります。

さらに、東日本大震災の発生により、従来の公共事業費はさらに減少することが懸念されます。

我々建設産業界は経営の改善に努力を重ねてまいりましたが、このままでは、国民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

国におかれましては、この危機的状況をご賢察いただき、被災地域はもとより、他の地域におきましても公共工事予算の確保を強くお願いいたします。

地元建設産業の受注機会拡大について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境化に置かれています。

各企業は、徹底したコスト削減を行うなど懸命な自助努力に取り組んでいますが、市場の確保、及び受注機会の拡大が最大の課題となっており、分離分割発注等により、公共事業の受注機会を与えていただくことが必要不可欠であります。

国におかれましては、これまでも地方への配慮をされてこられ、感謝に堪えないところですが、この厳しい現状をご理解いただき、一層の分離分割発注の推進と、地元専門企業への発注をお願いいたします。

さらに、市町村等の地方自治体に対しましても、これらの点について、強くご指導いただくようお願いいたします。

埼玉県に対する要望事項

公共工事予算の確保について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業の大幅な減少により極めて厳しい経営環境下に置かれています。

国の公共事業関係費は、平成22年度の前年比18.3%減に加え、平成23年度も実質10%減と大きく落ち込んでおります。

また、東日本大震災の発生により、県内における公共事業費はさらに減少することが懸念されます。

県内建設産業界は経営の改善に努力を重ねてまいりましたが、このままでは、県民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

県におかれましては、この危機的状況をご賢察いただき、少なくとも今年度を上回る公共工事予算の確保を強くお願いいたします。

分離分割発注の推進について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境化に置かれています。

各企業は、徹底したコスト削減を行うなど懸命な自助努力に取り組んでいますが、市場の確保、及び受注機会の拡大が最大の課題となっており、分離分割発注等により、公共事業の受注機会を与えていただくことが必要不可欠であります。

県におかれましては、これまでも地元企業への配慮をされてこられ、感謝に堪えないところですが、この厳しい現状をご理解いただき、一層の分離分割発注の推進と、地元専門企業への発注につきまして、特段のご配慮を賜りたくお願いいたします。

地域要件の適切な設定について

県においては、地元企業の受注機会を確保しつつ、公正な競争が確保できるよう「一般競争入札参加条件設定ガイドライン」を定めており、一定数の応札業者を確保するよう、地域要件の設定を行ってまいります。もともと業者数が少ない業種にあっては、常に全県域が対象地域要件となるなど、工事場所から遠方の業者が落札する例も多々発生しています。

工事場所から遠方の業者は、災害復旧の際の担い手となるなどの不測の事態に対応することは不可能であり、日常的な維持管理にあっても即時対応できずに施設管理者の負担増加の要因となりますので、地域要件の設定は最小限にとどめるなど、適切な設定をお願いいたします。

最低制限価格および低入札調査基準価格の引き上げについて

建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、過度な低価格受注が数多く発生し、品質の低下が懸念されるどころです。

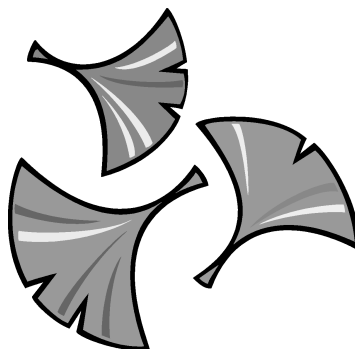
これを打開するために、平成23年4月に制定された中央公共工事契約制度運用連絡協議会の算定モデルに基づき、最低制限価格の引き上げを全ての地方自治体に対して徹底するとともに、低入札調査価格においても最低制限価格と同様の失格ラインの設定について導入を図っていただくようお願いいたします。

また、建設工事の設計、測量、調査、補償コンサルタント業務等の委託業務につきましても、現在の変動型最低制限価格の設定から固定型最低制限価格に移行するなど、ダンピング防止策を講じられるよう、併せてお願いいたします。

H24 各団体施策・要望一覧

団体名	No.	要望項目
建設業協会	1	公共事業費の確保
	2	適正な経費の確保
	3	県土整備事務所管内の地元業者への受注促進
	4	県内業者への受注拡大
	5	総合評価方式の拡充
電業協会	1	大規模工事における大手企業とのJVによる発注促進
造園業協会	1	緑地維持管理業務における最低制限価格制度の適用
	2	専門工事業者への受注機会の拡大
電気工事工業組合	1	中小企業の受注拡大の具体化
	2	最低制限価格・調査基準価格の引き上げ
	3	公共工事における地元業者の活用
	4	災害時の連絡手段としての防災無線の設置
	5	EVスタンドの普及促進
	6	照明設備等のLED化の促進
空調衛生設備協会	1	一般競争入札における地域要件の厳密化
	2	設計価格事前公表の廃止
	3	大規模工事における大手企業とのJVによる発注促進
塗装工業会埼玉県支部	1	専門工事の分離分割発注の促進
	2	基幹技能者の活用

建築士事務所協会	1	建築CPD情報提供制度の活用
	2	固定型最低制限価格制度の採用
	3	入札における適正な参加条件の設定
建築設計監理協会	1	国交省告示第15号の完全実施
	2	委託金額算定根拠の事後公表
	3	最低制限価格制度適用案件の拡大
	4	最低制限価格の引き上げ
測量設計業協会	1	最低制限価格の引き上げ
	2	最低制限価格制度適用案件の拡大
	3	委託業務における格付制度の採用
地質調査業協会	1	最低制限価格の引き上げ
	2	会員企業の優先的発注
	3	地質調査業登録企業の優先的発注
	4	事業量の確保



県内経済の動き

「雨模様」が続く建設産業

「女心と秋の空」とは言うけれど、ころころと天気が変わるのは困ったものだが、逆に変わらずにいる空模様にも憂鬱にさせられるものがある。当研究所で、3か月に1回分析している埼玉県内の主要産業を対象にした産業天気図（産業動向調査）だ。直近の7－9月期の天気図では、相変わらず建設産業は「雨」マークのままている。随分と長い期間、この雨マークが続いているように思われたので、過去を遡って見たところ、実に2008年4－6月期から変わらないでいることが分かった。つまり、この期間ずっと建設産業は厳しい状態が続いているわけで、何時になったなら、この雨降り状態から抜け出すことができるのだろうか。

埼玉県内にとどまらず、全国的にみても建設産業は不況業種として定着してしまった。その最大の原因は公共事業にある。1991年にバブル経済が崩壊して以降、公共事業は減少の一途をたどり始め、2010年度も国の公共事業費は前年度比で18%減少した。本年度もこれまでのところ、前年度比で5%程度低下しており、今後も東日本大震災で被災した地域への重点配分で、東北地方以外の公共工事はさらに減少する見込みだ。

直近のデータによると、国土交通省の建設工事受注動態統計では、7月の官民合わせた全国の受注高は3兆4,863億円で、前年同月比1.0%減少している。特に、公共機関からの受注高は同3.0%減の7,450億円にとどまり、5カ月連続して減少した。埼玉県ではどうか。官民合わせ

た受注高は615億円、前年同月比20.2%の増加で単月に限っては、全国都道府県の中でも少ない“増加組”だった。

しかし、当研究所が県内経済の分析資料の参考としている東日本保証の公共工事請負金額では、7月は236億円で、前年同月比11.2%減と2カ月連続して二桁の減少となっている。統計の取り方で県内の公共工事の増減率が相反する結果となっているが、低調に推移していることに変わりはない。

一方で民間投資もこの先、懸念材料が横たわっている。先月9月中旬の事だが、外為のドル円相場は戦後最高の円高水準で推移し、これにギリシャの財政問題が再燃して、ユーロに対しては一時101円台を記録。各国の通貨に対して円の独歩高がより顕著になっていることだ。円高の進行で、国内製造業の海外進出が再加速する動きが出ていることから、企業の設備投資は国内ではなく海外に向くことになり、民需を冷え込ませる恐れさえ出ている。

「雨」模様の建設産業に対して、不動産や住宅建設は、まだ天候は良い方だ。7－9月期の天気図は不動産が「曇り一部雨」で、住宅建設はさらに良く「曇り」空となっている。ただ、建設産業と同じように好転の兆しは見せておらず、長い期間にわたって同じ天気が続いている。この先10－12月期も建設関連業種の天候に変化はなく、このまま推移しそうな気配だ。雨降りの毎日が続くと気分は滅入り、つい空を睨んで恨みごとの一言も出そうだが、産業天気図の空模様に「いつまで続くのか」と、恨み節の一言を投げかけても仕方がないか。早期の景気回復を願うばかりである。

（ぶぎん地域経済研究所）

建産連 だより

○埼玉県電気工事工業組合

高所作業車運転業務の特別教育を実施 労働災害撲滅を願い、安全対策の充実を図る

埼玉県電気工事工業組合の指導教育委員会（青木孝夫委員長（所沢支部長））は8月6日、埼玉電気会館の5階大会議室などを会場にして「高所作業車運転業務（10メートル未満）特別教育」を開催した。受講者は14名。

開会にあたり、講習実施責任者の値賀信彦副理事長（浦和支部長）が挨拶し「この特別教育は他の工組で墜落事故の労働災害が発生したことを受けて、労働災害撲滅を願い、開催しております。本日、受講して頂いた内容を忠実に守り、安全に高所作業車で作業して頂き、安全に対する意識を高めて頂きたいと思います。」などのべた。



高所作業車実習風景

講習会では値賀副理事長、小沢電気工事株（行田支部）の渡邊順司氏、本部事務局の西川潤氏らが講師を勤め、①高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識②原動機に関する知識③高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識④関係法令などについてパワーポイントとテキストを使用し、丁寧に講義。さらに傾斜地における高所作業車の設置に

ついでにビデオも放映した。

その後、会場を埼玉電気会館の駐車場に移して、高所作業車を使用し、机上で受けた講習内容を再確認し、身につけるための「実技訓練」を実施。猛暑の中であったが、参加者全員が高所作業車の作業のための装置の操作を行い、真剣に受講していた。埼玉県電気工事工業組合では、この特別教育を平成20年度から実施しており今回で7回目の開催。

○（社）埼玉県測量設計業協会

東北地方太平洋沖地震前における測量 成果品の取扱について

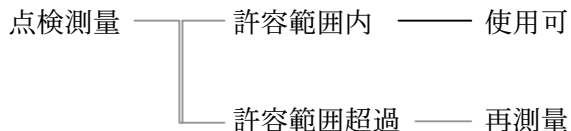
平成23年3月11日、三陸沖（牡鹿半島東南東約130キロメートル、深さ約24キロメートル）を震源とする観測史上国内最大といわれるマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、震源地に近い宮城県牡鹿半島の5.3メートルを最大として東日本の1都20県が地殻変動が生じ、埼玉県においても久喜市において、約50センチメートルの水平移動が観測された。

これにより、国土地理院は、直ちに国家基準点の測量成果の公表を停止した。その後、国家基準点のうち、5月末日に電子基準点は解除されたものの三角点及び水準点については、再測量を行い、正確な数値に修正した後、公表停止を解除するとした。その時期は本年10月頃といわれている。

それに伴い過去（地震発生前）の測量成果品については、正しい国家基準点の成果発表後、下記のように点検測量を行い、その結果、許容範囲内であればそのまま使用してもさしつかえないが、許容範囲を超えているものは、再測量を行い正しい成果品としていただきたいとのことであった。

成果品の対応

- ・既成果品への対応



○ (社) 埼玉県建設産業団体連合会
ベトナム社会主義共和国建設副大臣と
懇談

ベトナム社会主義共和国のブイ・ファム・カン建設副大臣が9月27日午前11時30分、知事公館に上田埼玉県知事を表敬訪問し、当連合会の関根会長も出席して懇談会が開催された。

ベトナム側は副大臣をはじめとして、建設管理局副局長、駐日大使館一等書記官など9名が来訪し、県側は、上田知事、成田県土整備部長など多数の県幹部のほか、鈴木県議会議長も出

席した。

知事はあいさつで、ベトナムとの友好的な交流について歓迎の意を述べるとともに、今後も積極的な関係を希望すると述べた。ブイ・ファム・カン建設副大臣も懇談会への謝意を表すとともに、ベトナムとの経済交流を期待しているとの挨拶があった。

懇談会の最後に記念品の交換が行われ、関根会長からは、埼玉県の特産である岩槻の羽子板を副大臣に贈呈し、懇談会は和やかな雰囲気うちに終了した。



関根会長から副大臣に記念品を贈呈



出席者全員で記念撮影

建産連会館の年末年始閉館について

建産連事務局

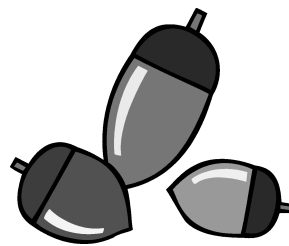
館内整備の実施に伴い下記の期間を全館閉館とします。

◆ 12月29日(木)～1月4日(水)

連合会日誌

- 7月4日（月） （財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（於：プリムローズ有朋）に関根会長出席
- 同日 上田きよし「当面する課題」打ち合わせ会（於：さいたま共済会館）に和田常務出席
- 7月12日（火） **正副会長会議**（於：建産連会館1階会長室）
①国及び県に対する要望事項について ②全国建産連会長表彰候補者について ③埼玉県知事選挙について協議
総務委員会（於：研修センター1階特別会議室）
①国及び県に対する要望事項について ②全国建産連会長表彰候補者について協議
- 7月22日（金） **広報委員会**（於：研修センター1階特別会議室）
①建産連ニュース第129号の発行について ②建産連ニュース第130号の編集案 ③『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクールなどについて協議
- 7月26日（月） 上田きよし支援団体協議会緊急選対会議（於：さいたま共済会館）に事務局出席
- 7月28日（木） 全国建産連広報委員会（於：虎ノ門MTビル）に高橋副会長、和田常務出席
・平成23年度事業計画等について協議
- 同日 埼玉県知事選挙「民主党県連・総決起集会」（於：埼玉会館）に事務局参加
- 7月29日（金） 新公益法人WG（於：建産連会館1階特別会議室）を開催
- 8月10日（水） **正副会長会議**（於：建産連会館1階会長室）
・小澤副会長の逝去についてほかを協議
- 8月26日（金） 全国建産連総務委員会（於：虎ノ門MTビル）に関根会長、和田常務出席
①全国建産連会長会議における提案議題について ②会長表彰（案）等について協議
- 8月30日（火） 故小澤副会長（埼玉県電気工事工業組合理事長）告別式（於：ラフォーレ清水園）に関根会長、矢澤副会長、高岡副会長参列
- 8月31日（水） 平成23年度埼玉県建設産業構造改善推進協議会総会（於：教育会館）に関根会長、和田常務、八鍬主任出席
- 9月8日（木） 上田埼玉県知事あいさつ（於：埼玉県庁）関根会長、和田常務出席
- 9月13日（火） 公明党県議員団との意見交換会（於：県議会議事堂）に関根会長、古郡副会長、高橋副会長、高岡副会長出席
- 同日 民主党県総支部連合会による県要望に関するヒアリング（於：県議会議事堂）に関根会長、古郡副会長、高橋副会長、高岡副会長出席

- 9月21日（水） **研修指導委員会**（於：研修センター1階特別会議室）
①事業実施状況について ②平成23年度事業実施計画（案）などについて協議
- 9月27日（火） ベトナム社会主義共和国建設副大臣との懇談会（於：知事公館）に関根会長出席
- 9月29日（木） 全国府県建産連会長会議（於：岐阜市「岐阜都ホテル」）に古郡副会長、和田常務出席
・「各府県提案議題」を審議の後、「決議文」を採択議
・会長表彰式に於いて当連合会の平岩宗敏氏、岡崎幸夫氏、遠藤輝男氏の3名が受賞
- 9月30日（金） 全国府県建産連会長会議視察（於：岐阜市歴史博物館ほか）に古郡副会長、和田常務出席
- 同 日 （財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（於：プリムローズ有朋）に関根会長出席



社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 建産連会館1階
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 関 根 宏

電 話 048-866-4301
FAX 048-866-9111

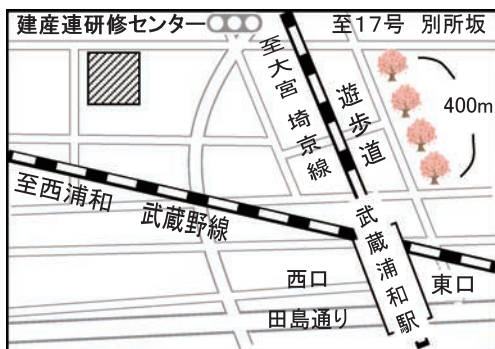
（平成23年9月5日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	FAX
社団法人 埼玉県建設業協会	会 長 真下 恵司	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
社団法人 埼玉県電業協会	会 長 荻野 勝治	"	"	048(864)0385	048(864)0327
社団法人 埼玉県造園業協会	会 長 岡村 藤美	"	"	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 金森 晴夫	さいたま市浦和区高砂 4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	さいたま市北区植竹町 1-820-6埼玉電気会館2階	331-0813	048(663)0242	048(663)0298
社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会 長 大原 萬彌	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡邊 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県建設大工工事業協会	会 長 八木澤久志	"	"	048(862)9258	048(862)9275
社団法人 埼玉建築士会	会 長 高橋 庫治	"	"	048(861)8221	048(864)8706
社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会 長 宮原 克平	"	"	048(864)9313	048(864)9381
社団法人 埼玉建築設計監理協会	会 長 桑子 喬	"	"	048(861)2304	048(863)2495
社団法人 埼玉県測量設計業協会	会 長 坂本 克己	"	"	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	"	"	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 矢澤 研二	さいたま市大宮区桜木町1-11-9 ニッセイ桜木町ビル4階	330-0854	048(854)3377	048(650)2362
埼玉県環境安全施設協会	会 長 小川 裕児	さいたま市西区内野本郷1082-1	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
財団法人 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	"	"	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	"	"	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	"	"	048(866)4331	048(866)4322
社団法人 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 濱田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771	048(642)5880
埼玉県地質調査業協会	会 長 安部 有司	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 関根 睦己	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(887)2897
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会 長 金子 和己	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415
社団法人 日本補償コンサルタント協会 関東支部 埼玉県部会	会 長 中嶋 隆	"	"	048(844)0111	048(844)0259

賛助会員

さいたま市建設業協会	会 長 齋藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794
------------	-----------	-----------------	----------	--------------	--------------

埼玉建産連研修センター 研修・会議にご利用ください



【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【ホームページ】<http://www.sfcc.or.jp/>

【メール】k-center@sfcc.or.jp

【会館時間】午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉研修センター料金表

	会議室名称		料金区分	午前	午後	全日
			最大収容人員	9:00~12:00	13:00~17:00	
センター	3階	多目的大ホール	椅子席 390	¥40,500	¥45,000	¥61,000
			机席(3人掛270) (2人掛180)			
	2階	第1会議室	90人	¥15,000	¥17,000	¥22,500
		第2会議室	45人	¥7,500	¥8,000	¥12,000
		第3会議室	15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
		第5会議室	12人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
		第6会議室	12人	¥4,000	¥5,000	¥6,500
		第7会議室	6人	¥2,500	¥3,000	¥4,000
		和室1	20人	¥6,500	¥7,500	¥9,500
和室2	16人			¥2,000		
建産連会館	1階	特別会議室	24人	¥10,500	¥12,500	¥15,500

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月